

## 第二期香川県地域未来投資促進基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

設定する区域は、県内8市9町（高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町）とする。概ねの面積は18万7千ha程度（香川県面積）である。

本区域は自然公園法に規定する国立公園（瀬戸内海国立公園）の一部区域や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、条例により指定された自然環境保全地域・県立自然公園・指定希少野生生物保護区）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区については、本区域には存在しない。

自然公園法に規定する国立・国定公園区域	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	-
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	-
シギ・チドリ類渡来湿地	-
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

（本促進区域には上表で○を記載した区域が含まれており、-を記載した区域は含まれない。）

また、本県の港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。

（地図）



## (2) 地域の特色

### ①地理的条件について

#### ア 抱点性、アクセスの良さ

本県は、四国の北東部に位置し、古くから四国の玄関口として、四国と本州とを結ぶ結節点の役割を担ってきた。また、県都高松市には、四国地域の中核拠点都市として、中央省庁の出先機関をはじめ、製造業、金融、商社、サービス業などの主要企業の支店・支社が多数集積しているなど、本県は四国地域において高い抱点性を有している。

陸路においては、瀬戸大橋をはじめとする本州四国連絡橋や四国横断自動車道の整備により、本県から近畿、中国、四国地域などの各主要都市への所要時間は大幅に短縮された。また、四国内の各県庁所在地へのアクセスは本県が最も優れている。

海路においては、海上輸送の要衝として県内各地に港湾機能を配しており、高松港は「四国の玄関港」として、四国地域における海上交通の重要な役割を担っている。海外航路は、釜山（韓国）、上海（中国）、青島・大連・新港（天津）（中国）への国際コンテナ定期航路を開設しており、国内航路では、神戸港へのフェリー等の定期航路も就航している。

空路においては、本県のほぼ中央部で高松市中心部へも好アクセスの場所に高松空港が存在し、東京などの国内都市のほか、ソウル（韓国）、上海（中国）、台北（台湾）、香港（香港）への定期便が就航している。

#### イ 自然的経済的社会的一体性

本県の面積は約 18 万 7 千 ha（全国比 0.5%）と全国で最も小さいながら、全域に讃岐平野が広がっており、可住地面積比率（全国 10 位）、人口密度（全国 11 位）は高い（出典：100 の指標からみた香川（令和 5 年版））。また、県中央には高松空港が位置しており、県内主要部 17 のインターチェンジを高松自動車道が繋ぐとともに、国道 11 号、国道 32 号、国道 193 号、国道 377 号、国道 438 号など県内を縦横無尽に接続する道路網が整備されている。鉄道についても、JR 予讃線、土讃線、高徳線、私鉄高松琴平電気鉄道（琴平線、志度線、長尾線）が県内各地を繋いでいる。さらに、瀬戸内海に位置する島しょ部へはフェリー等により日常的な往来が可能である。

これらの地理的条件、交通網等の整備により、県都高松市を中心に 1 時間以内での移動が可能であるなど、社会生活、経済活動の両面で県全体がコンパクトにまとまった、一体性を有している地域である。

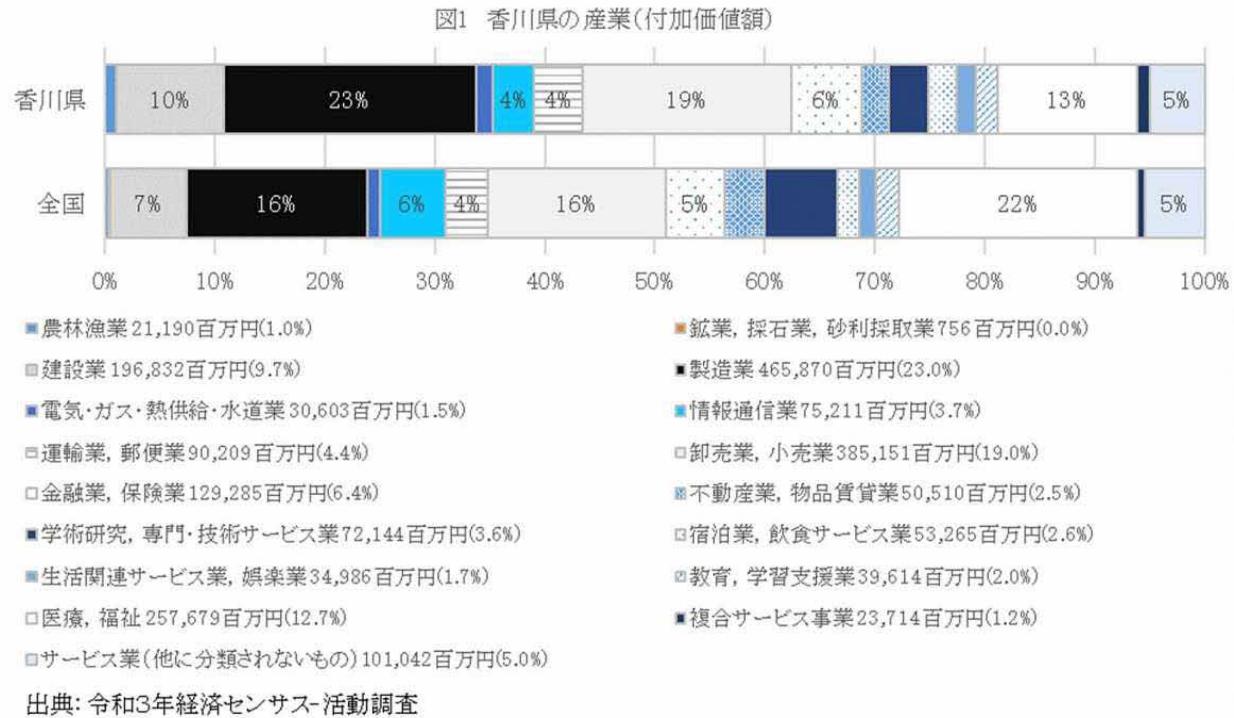
#### ウ 恵まれた自然環境

本県の気候は、四季を通じて温暖少雨であり、年間の日照時間（2158.8 時間）は全国平均（2035.2 時間）を大きく上回っている（出典：100 の指標からみた香川（令和 5 年版））。また、台風の豪雨や冬の豪雪などの自然災害が少ない地域でもあり、過去 30 年間において震度 5 弱以上の地震の発生回数は 2 回しかなく（出典：気象庁震度データベース検索）、地震に対するリスクも低い地域である。

### ②産業の状況

#### ア 産業の特徴

本県の産業は、付加価値額にして製造業、卸売業・小売業、医療・福祉、建設業の順に高く、全体の約64%を占めている。特に、製造、物流関連業（運輸業だけでなく卸売業の物流部門も含む）が主要産業となっている。情報通信業については、金融・保険業、サービス業、運輸・郵便業に次ぐ規模となっている。



本県には、建設機械関連、電気機械関連、造船関連、自動車部品関連などの分野で国内トップクラスの企業が県内の中核企業として立地している。それら中核企業を中心に、長年にわたり強固な生産連携を形成し、極めて高度な基盤技術（金属加工、金型、溶接、板金、表面処理等）を蓄積してきた協力企業が多数集積している。

また、臨海部を中心に、化学、石油・石炭、プラスチック、窯業・土石、非鉄金属などの基礎素材型の基幹工場が立地しており、本県経済を支えている重要な産業となっている。

加えて、食料品産業は、本県において最も歴史が古く、業種別の事業所数、従業員数、付加価値額に占める割合がトップである。また、冷凍食品や調味料など食料品関連の大手企業が立地しており、その協力企業も多数存在している。さらに、産学官が連携して研究・技術開発に取り組んでいる希少糖は、食品をはじめ医薬品や農業などの分野で活用が期待されるなど、今後の本県経済を担う産業として世界に通じる「香川の希少糖」ブランドの確立を図っている。

以上のように、本県の産業は、特定の業種に偏らないバランスのとれた経済環境の変化に強い産業構造であるという特徴を有している。

表1. 香川県の製造業(付加価値額による構成比から見た上位5業種)

順位	産業中分類名	香川県		全国	
		構成比	百万円	構成比	百万円
1	食料品製造業	18%	125,140	11%	10,270,051
2	金属製品製造業	11%	77,944	6%	5,981,069
3	化学工業	10%	71,909	12%	11,556,149
4	電気機械器具製造業	7%	46,753	7%	6,309,548
5	輸送用機械器具製造業	7%	46,125	15%	14,308,273

出典:令和3年経済センサス-活動調査(県にて構成比算出)

表2. 本県主要製造業の内訳

産業中分類名		事業所数	従業者数 人	製造品出荷額等 百万円	付加価値額(注) 百万円
製造業計		1,851	68,820	2,528,966	701,436
①	食料品製造業	366	13,799	375,837	125,140
②	化学工業	50	3,651	153,723	71,909
	石油製品・石炭製品製造業	8	938	110,338	11,476
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	89	4,167	130,740	38,057
	窯業・土石製品製造業	121	2,949	74,358	31,461
	非鉄金属製造業	12	1,031	428,761	18,593
③	金属製品製造業	253	6,613	182,641	77,944
	はん用機械器具製造業	93	3,715	104,552	36,431
	生産用機械器具製造業	133	3,815	120,632	35,331
	電気機械器具製造業	78	6,138	165,716	46,753
	輸送用機械器具製造業	105	4,720	201,381	46,125

出典:令和3年経済センサス-活動調査(注:従業者29人以下は粗付加価値額)

表3. 本県主要製造業の構成比

産業中分類名		事業所数	従業者数	製造品出荷額等	付加価値額
製造業計		100%	100%	100%	100%
①	食料品製造業	20%	20%	15%	18%
②	化学工業～非鉄金属製造業	15%	19%	36%	24%
③	金属製品～輸送機械器具製造業	36%	36%	31%	35%

出典:令和3年経済センサス-活動調査(県にて構成比算出)

## イ 支援機関等

本県には、公益財団法人かがわ産業支援財団、香川県産業技術センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所四国センター、Setouchi-i-Baseなどの公設の産業支援機関や試験研究機関が設置されており、研究・技術開発の成果やノウハウを生かし、企業の新技術開発・新商品開発等の支援を行なうとともに、販路開拓や販売促進、人材育成などの支援を行っている。

また、研究開発・新規産業創出の拠点である香川インテリジェントパークには、香川県科学技術研究センター（F ROM香川）、香川県新規産業創出支援センター（ネクスト香川）、香川産業頭脳化センタービルなどの公的拠点施設が整備され、周辺には先端技術の研究開発を担う民間研究所が数多く立地している。

さらに、高等教育機関として、香川大学をはじめ5つの大学、3つの短期大学、1つの工業高等専門学校がある。特に、香川大学創造工学部は、「デザイン思考能力」と「リスクマネジメント能力」の育成を取り入れた、次世代の工学系人材教育を行なっている。また、香川高等専門学校は、学生数が全国で最大規模の国立高専として2キャンパス（高松・詫間）それぞれに本科と専攻科を有し、実践的な技術者の育成と、地域における知の拠点づくりを進めている。

## ③インフラの整備状況について

## ア 道路

瀬戸大橋をはじめとする本州四国連絡橋や四国横断自動車道の整備により、本県から各主要都市への所要時間は大幅に短縮された。また、高松自動車道の高松東ＩＣから鳴門ＩＣの4車線化が平成31年3月に完成し、渋滞が解消され、移動時間の短縮をはじめ、定時性が大幅に向上了している。さらに、本県では、企業活動を支えるため、広域道路ネットワークを形成する道路として空港連絡道路（香南工区）や、重要物流道路として、さぬき浜街道（五色台工区）、交通拠点や産業拠点等を相互に連絡し、アクセス機能を強化する道路として太田上町志度線（六条工区）などの整備を進めている。また、一般道の道路舗装率は99.9%（出典：100の指標からみた香川（令和5年版））と全国最高水準であり、高い利便性を実現している。

## イ 港湾施設

瀬戸内海に囲まれた本県の港湾は、重要港湾2港（高松港、坂出港）のほか、県管理の地方港湾22港、市町管理の地方港湾43港が整備されており、物資の輸送や人の往来を支える基盤として重要な役割を担っている。

高松港では、コンテナ定期航路が4航路週7便運航しており、外貿コンテナ取扱量は四国第2位（出典：港湾別コンテナ取扱量（TEU）ランキング（2021年速報値）国土交通省）となっている。特に高松港朝日地区では、効率的な輸送体系の構築により地域産業の競争力強化を図るために、国際物流ターミナルにおけるコンテナヤードの拡張等を推進するとともに、国事業の高松港複合一貫輸送ターミナルの岸壁整備等を促進する。

坂出港においても、四国に移入される完成自動車の約7割（出典：令和3年度港湾統計（年報）国土交通省）を取扱うなど、共に四国を代表する港湾となっているほか、地方港湾である丸亀港・土庄港においても、大規模地震が発災した際の緊急物資等の輸送や、経済活動の確保を目的として、通常岸壁よりも耐震性を強化した耐震強化岸壁が整備されている。

## ウ 空港

高松空港は高松市中心部へ車で約30分とアクセスも良く、東京などの国内都市やソウル（韓国）、上海（中国）、台北（台湾）、香港（香港）との間に定期便が就航しており、観光はもとより、ビジネス面での利用にも高い利便性を実現している。

## エ 情報通信インフラ

県内の光ファイバの世帯カバー率は99.71%（出典：令和3年度末ブロードバンド基盤整備率調査（総務省））、5G人口カバー率は96.4%（出典：5Gの整備状況（令和4年度末）総務省）で、中四国地域では優位な環境が整っている。

## オ 安定的な水資源の確保

本県は、ダム等の県内水源に加えて、早明浦ダムを水源とする香川用水を導入し、安定的な水供給を行っている。特に中讃地域（坂出市、宇多津町及び丸亀市の一部）においては、工業用水専用の府中ダムを整備し、香川用水とあわせて日量15万m<sup>3</sup>の供給能力を有する「中讃地区工業用水」により、

臨海工業地帯へ安価な水を供給している。

また、渴水や大規模災害に備え、香川用水を一時的に貯留する水道用原水調整池である宝山湖（貯水容量 300 万 m<sup>3</sup>）が平成 21 年度に運用開始し、給水体制は一層強化された。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県の製造業の付加価値額は、付加価値額全体（県内）の約 23%を占めており、全産業でもっとも高い（図 1 参照）。

県内には、建設機械、電気機械、造船、自動車部品などの分野で大手企業の工場が立地しており、その中核企業を中心に、高度なものづくり基盤技術を有する協力企業が多数立地している（表 2③参照）。また、冷凍食品や調味料などの食品関連の企業が県内一円に多数立地しており（表 2①参照）、臨海部には、化学などの基礎素材型の大型工場が立地している（表 2②参照）。

本県の製造業は、特定業種に偏らない、経済環境の変化に強いバランスのとれた産業構造である一方、地域経済を強力に牽引する中堅企業が少ないという課題がある。急激な変化を見せる世界経済に対応し、持続的に成長していくためには、本県産業の強みを維持・発展させるとともに、その強みを生かした新たな経済成長の原動力を創出することが必要である。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、近年の企業のサプライチェーン対策のための海外生産拠点の国内回帰や地方拠点の整備の動きが活発化していることを契機と捉え、魅力ある製造業・物流業の誘致を進めるため、本県の製造業を担う企業に対する集中的な支援を通じて、地域の強みを生かした新たな活力と付加価値を生み出す成長産業の先進的な取組を後押ししていく。

また、大都市圏の人々の地方移住やテレワークなどを活用した場所にとらわれない新しい働き方の定着に伴う地方への関心の高まりを契機と捉え、若者の就業率の高い情報通信関連産業の育成・誘致を進めている。さらに、近年のデジタル化の推進に伴うデータ通信量の急増を鑑み、国が進める地方への大規模データセンターの最適配置の取組を踏まえ、データセンターの誘致にも取り組む。これらの誘致により、本県の地域経済全体が、より質の高い雇用や経済波及効果（域内外との取引額の増大）、付加価値を創出していく。

### (2) 経済的効果の目標

特性分野ごとに 1 件あたりの平均付加価値創出額と地域経済牽引事業創出件数を設定し、その積み上げ額である 5,974 百万円の付加価値を創出し、計画終了後には現状及び本基本計画での目標値を合算した 20,467 百万円の付加価値創出を目指す。

（対象分野の純付加価値額は、特性分野に定めた製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、卸売業を対象とした。）

#### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の付加価値 創出額	14,493 百万円	20,467 百万円	41%

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業とする。

#### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

#### (2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、4,765 万円（本県の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサス－活動調査）を上回ること。

#### (3) 地域の事業者に対する相当の経済的效果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で7%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で6%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与額等支給額が開始年度比で7%増加すること

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

#### (1) 重点促進区域

本県における重点促進区域は、以下の字の区域とする。

本重点促進区域には、下表の環境保全上重要な地域は存在しない。

自然公園法に規定する国立・国定公園区域	-
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	-
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	-
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	-
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	-
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	-
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	-
シギ・チドリ類渡来湿地	-
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	-

#### 【重点促進区域 1】

重点促進区域は、国道319号沿線の以下の区域（約91ha）とする。

- ・善通寺市：上吉田町上原、上吉田町寝馬、上吉田町中筋、生野町遊塚、与北町西務主、与北町中西原、与北町下西原

#### (概況及び公共施設等の整備状況)

本区域は、市域の東部に位置し、四国横断自動車道と国道 319 号の結節点である善通寺 IC へは約 1 km の位置であるほか、京阪神、中国方面へのアクセス道路となる瀬戸中央自動車道にもアクセスがよい立地環境にある。

このような充実した広域道路ネットワークを利用するため、本区域を縦断する国道 319 号沿いには、物流施設や高速バスターミナルなどの施設が立地しているほか、区域内には製造業が立地している。

今後、国道 319 号や四国横断自動車道、瀬戸中央自動車道といった各都市圏への広域道路ネットワークを活かし、成長ものづくりや物流関連産業等の拠点としての活用が見込まれることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は南部を中心に、約 47ha の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

#### (関連計画における記載等)

他計画に示す記載に関しては、下記のとおりである。

##### ①第 6 次善通寺市総合計画

目指すべきまちの姿として、「魅力と活力に溢れる、働きやすいまち」を掲げ、その実現に向か、企業の誘致や地場産業の振興など商工業支援施策の強化に努め、新たな雇用の創出につなげるとしている。

##### ②第 2 期善通寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略

四国の中央部に位置し、善通寺 IC を有する本市の交通拠点特性を活かし、関係機関との連携のもと、新規企業の立地を促進するとしている。

##### ③第 2 次善通寺市都市計画マスターplan

- ・国道 319 号沿いや四国横断自動車道善通寺 IC が立地する優位性を活かし、適切に地域地区や地区計画等を活用しながら、工業・流通機能などの新たな企業誘致に努めるとしている。
- ・市街地近郊の用途地域縁辺部等については、農林部局と調整の上、メリハリある土地利用を実現するため、必要に応じて新たな用途地域を設定するなど、適切な地域地区の設定を検討している。

##### ④善通寺市立地適正化計画

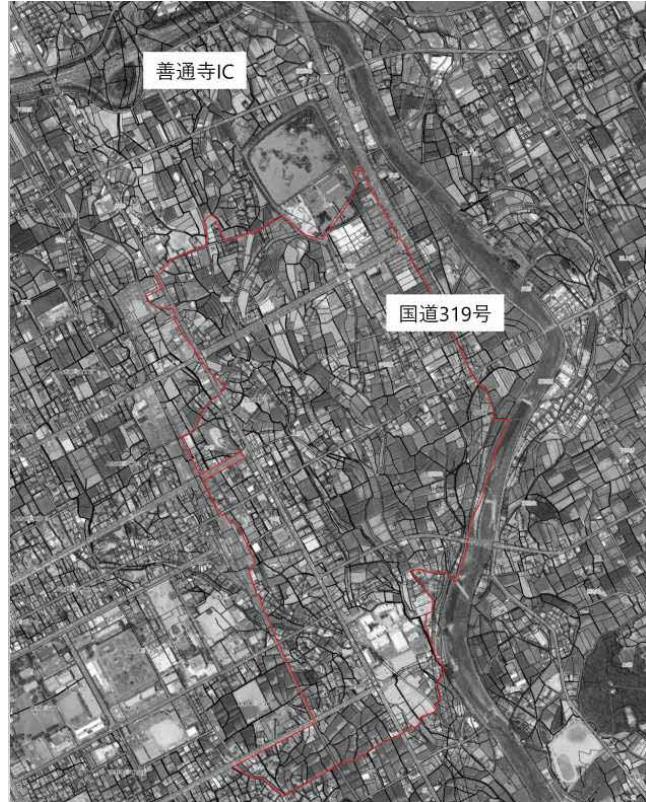
開発圧力を用途地域内等へ誘導し、郊外部における農用地を守りながら、市街地の拡大を抑制するべく、特定用途制限地域や用途地域の拡大等を検討するとしている。

##### ⑤善通寺市農業振興地域整備計画書

- ・農業を基幹とし商工業と調和のとれた発展を図り、優良農地の保全に努めるが、急傾斜等、条件不利地で近代化が困難な農地や経済効率の悪い地域の農地については、他用途に活用し、快適な環境づくりを推進するとしている。
- ・農業生産の中核的担い手の育成を図りながら、経営規模縮小及び離農家の他産業への就業を希望する農業従事者に対する就業円滑化を進めるため企業誘致を推進しつつ、担い手農家への農地流

動化を促進するとしている。

(地図)



### 【重点促進区域2】

重点促進区域は、国道11号沿線の以下の区域（約56ha）とする。

- ・善通寺市：金蔵寺町六条、金蔵寺町川添

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域は、国道11号に面しており、四国横断自動車道善通寺ICへは約2kmの位置にあり、京阪神、中国方面へのアクセス道路となる瀬戸中央自動車道にもアクセスがよい立地環境にある。

本区域及びその周辺においては、このような充実した広域道路ネットワーク特性を活かした非農業的土地需要に対応するため、農用地区域からの除外を行い農地転用することで、流通センター等物流関連施設や自動車部品関連産業等が立地している状況にある。

今後は広域道路ネットワークの優位性により、地域の農産物・特産物を全国へ流通する拠点として、地域経済に密着した物流関連企業等の集積を目指すため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は北西部を中心に、約27haの農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

他計画に示す記載に関しては、下記のとおりである。

#### ①第6次善通寺市総合計画

目指すべきまちの姿として、「魅力と活力に溢れる、働きやすいまち」を掲げ、その実現に向か、企業の誘致や地場産業の振興など商工業支援施策の強化に努め、新たな雇用の創出につなげるとしている。

#### ②第2期善通寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略

四国の中南部に位置し善通寺ICを有する本市の交通拠点特性を活かし、関係機関との連携のもと、新規企業の立地を促進する。

#### ③第2次善通寺市都市計画マスタープラン

- ・国道11号沿いや四国横断自動車道善通寺ICが立地する優位性を活かし、適切に地域地区や地区計画等を活用しながら、工業・流通機能などの新たな産業立地誘導に努めるとしている。
- ・特定用途制限地域（環境型）の拡大や適正な用途地域の指定について検討し、農地の無秩序な宅地化の抑制に努め、良好な田園都市の創造を進めるとしている。
- ・国道11号の沿線については、特定用途制限地域（幹線沿道一般型）の拡大などを進め、無秩序な開発を抑制し集約型都市構造の形成を促すとしている。

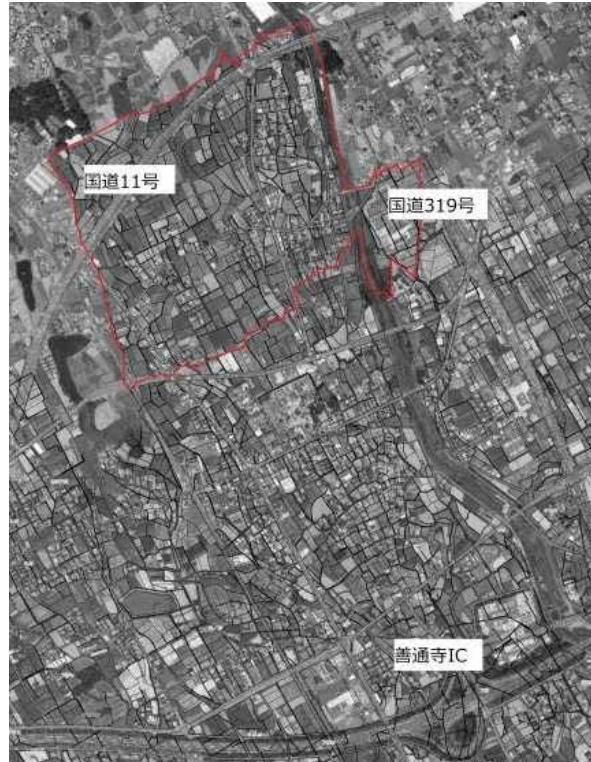
#### ④善通寺市立地適正化計画

開発圧力を用途地域内等へ誘導し、郊外部における農用地を守りながら、市街地の拡大を抑制するべく、特定用途制限地域や用途地域の拡大等を検討するとしている。

#### ⑤善通寺市農業振興地域整備計画書

- ・農業を基幹とし商工業と調和のとれた発展を図り、優良農地の保全に努めるが、急傾斜等、条件不利地で近代化が困難な農地や経済効率の悪い地域の農地については、他用途に活用し、快適な環境づくりを推進するとしている。
- ・農業生産の中核的担い手の育成を図りながら、経営規模縮小及び離農家の他産業への就業を希望する農業従事者に対する就業円滑化を進めるため企業誘致を推進しつつ、担い手農家への農地流動化を促進するとしている。

(地図)



## (2) 区域設定の理由

### 【重点促進区域 1】

本区域は、国道 319 号、四国横断自動車道善通寺 IC 等の広域道路ネットワークが整備されており、物流関連産業や製造業の立地といった地域特性を活かした、ものづくりや物流分野等の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、善通寺市内には、企業が立地可能な工業団地や遊休地等の未利用地、農業産業法に基づき造成された用地等、企業ニーズを満たす一団の土地が存在しない。

また、都市計画法に基づく用途地域のうち、準工業地域・工業地域においては、ほぼすべての土地が企業の事業用地や住宅・店舗などとして利用、あるいは利用が予定されており、数少ない未利用地についても住宅に囲まれた狭小な土地であるなど、一定規模のまとまった産業用地を確保することが困難な状況にあるため、やむを得ず、農用地区域を含めて重点促進区域に設定する。

### 【重点促進区域 2】

本区域は、国道 11 号や 319 号、四国横断自動車道善通寺 IC 等の広域道路ネットワークが整備されており、流通センター等物流施設の立地といった地域特性を活かし、物流分野等の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、善通寺市内には、企業が立地可能な工業団地や遊休地等の未利用地、農業産業法に基づき造成された用地等、企業ニーズを満たす一団の土地が存在しない。

また、都市計画法に基づく用途地域のうち、準工業地域・工業地域においては、ほぼすべての土地が企業の事業用地や住宅・店舗などとして利用、あるいは利用が予定されており、数少ない未利用地についても住宅に囲まれた狭小な土地であるなど、一定規模のまとまった産業用地を確保することが困

難な状況にあるため、やむを得ず、農用地区域を含めて重点促進区域に設定する。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

該当なし。

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①ものづくり基盤技術産業（建設機械・電気機械・造船等）の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②エネルギー・基礎素材型産業及びその関連産業の技術を活用した成長ものづくり分野
- ③食料品産業及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④先端的研究開発や知的財産を生かした技術を活用した産業の研究開発分野
- ⑤瀬戸大橋や高松空港等の交通・物流インフラを活用した運輸・物流産業及びその関連産業分野
- ⑥コンパクトで快適な立地環境を活用したデジタル関連分野
- ⑦エネルギー・基礎素材型産業の技術を活用した環境・エネルギー分野

### (2) 選定の理由

- ①ものづくり基盤技術産業（建設機械・電気機械・造船等）の集積を活用した成長ものづくり分野

本県には、建設機械関連、電気機械関連、造船関連、自動車部品関連の中核企業が存在し、中核企業を中心に、高度なものづくり基盤技術（金属加工、金型、溶接、板金、表面処理等）を有する協力企業が県内一円に多数集積している。生産用機械（建設機械関連等）・電気機械・輸送用機械（造船関連等、自動車部品関連）・はん用機械・金属製品製造業の事業所数（662 社）<sup>\*</sup>をみると、本県製造業における全事業所数（1,851 社）の約 36%を占めており、従業者数では約 36%、付加価値額では約 35%を占める重要な分野と位置付けられる（表 3 ③参照）。

※662 社の内訳：生産機械 133 社、電気機械 78 社、輸送用機械 105 社、はん用機械 93 社、金属 253 社（表 2 ③参照）

- ②エネルギー・基礎素材型産業及びその関連産業の技術を活用した成長ものづくり分野

本県の臨海部を中心に立地している化学、石油・石炭、プラスチック、窯業・土石、非鉄金属などの基礎素材型産業分野は、本県製造業における付加価値額の約 24%、事業所数の約 15%、従業者数の 19%を占め、事業所当たりの付加価値額が非常に高い分野となっている（表 3 ②参照）。また、成長分野への進出を目指し、鉱物や有機物など様々な材料から、目的とする機能（強度、耐熱性、導電性など）を有する材料を生み出したり、炭素系材料等の高機能材料関連技術を活用したりし、立地企業では新たな製品開発を行っている。これらの製品化は、新たな価値を創造し、更なるイノベーションの創出や新たな市場形成にもつながり、本県における当産業分野の一層の競争力強化が期待される。

- ③食料品産業及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本県には、冷凍食品、発酵食品、めん類など食料品関連の企業が多数存在し、その協力企業や包装材などの各種関連企業も多く存在している。とりわけ、地域資源である「オリーブを活用した食品」（オリーブ収穫量全国第1位。出典：令和2年産の特産果樹生産動態等調査）や、「醤油」（製造品出荷額全国4位）、「冷凍調理食品」（製造品出荷額全国1位）、めん類（製造品出荷額全国14位）など各分野の生産水準は全国上位を誇る（出典：令和3年経済センサス一活動調査）。なお、食料品分野は本県製造業における付加価値額の約18%、事業所数の約20%、従業者数の約20%を占め、製造業の業種区分の各項目で単一業種あたりの構成比率がもっとも高い業種である（表3①参照）。

これらの集積を活用し、蓄積された食品加工技術や冷凍技術、品質管理技術を生かしたオリジナル商品の開発力強化など、今後更なる付加価値を生み出すことが見込まれる。また、本県における従業者数の多い同産業の成長は、雇用面にもたらす波及効果も大きい。

#### ④先端的研究開発や知的財産を生かした技術を活用した産業の研究開発分野

本県では、大学発の研究成果を生かし、糖質バイオ（希少糖・機能糖鎖）等の分野で、産学官連携のもと研究・開発に取り組むとともに、知的財産の創造・保護・活用促進等を図っている。また、高度なものづくり基盤技術や基礎素材型産業では、技術の更なる高度化のための各種研究開発や装置開発を行い、取引先からの試作依頼に応えるなど、製品化に向けた前段階の試験研究及び開発施設の設置も進んでいる。このような技術の高度化を図る研究開発分野は、今後更なる付加価値を生み出す新技術・新製品の開発につながるものであり、事業が拡大することで更なる産業成長の基盤となることが期待される。

#### ⑤瀬戸大橋や高松空港等の交通・物流インフラを活用した運輸・物流産業及びその関連産業分野

本県は古くから四国と本州の結節点として重要な役割を担っており、その高い拠点性から物流関連企業の集積が図られ、本県産業における全事業所数（42,560社）の約10%を占めている（出典：令和3年経済センサス一活動調査）。インフラにおいては、陸路では瀬戸大橋をはじめとする本州四国連絡橋や四国横断自動車道の整備により、本県から各主要都市への所要時間は大幅に短縮されている。また、空路では高松空港から東京などの国内都市や海外4都市（ソウル・上海・台北・香港）との定期便が就航し、航路では貿易港として高松、坂出、丸亀、詫間の4港、特に高松港は、「四国の玄関港」として国内は神戸、国際コンテナは釜山、上海、青島、大連、新港（天津）との定期航路で世界を結ぶ役割を果たしている。

一方で、物流企业を取り巻く環境は大きく変化しており、従前の輸送・保管機能のみならず、顧客事業者における調達から生産、販売、在庫管理に至る一連の供給網（サプライチェーン）の最適化、効率化を図る機能が求められている。こうした機能を備えた物流拠点施設の整備は、地域間競争が激しくなる中で地域経済の活性化と雇用の確保への効果が期待される。

#### ⑥コンパクトで快適な立地環境を活用したデジタル関連分野

本県では、若者が魅力を感じる働く場を確保することにより、若者の大都市圏への流出に歯止めをかけるため、若者の就業率が高く、将来の成長が見込まれる情報通信関連産業への助成制度を充実させ、育成・誘致に重点的に取り組んでいる。こうした中、近年ソフトウェア開発、情報処理サ

ービス、BPOセンターなど、情報通信関連産業の県外からの立地が活発化してきている。平成30年度から令和4年度の5年間での立地件数は10件であったが、令和5年度は10月末時点で8件の県外企業が立地を決定している。この流れを契機と捉え、立地企業の成長を後押ししながらIT人材の育成に尽力し、さらなる集積につなげることは、本県の産業競争力の強化に資するものである。

また、近年のデータ利用社会の進展に伴い、加速度的に増え続けるデータ保管量が増える中、大規模災害などに備えて安全なデータ保管場所としてデータセンターの需要が拡大傾向にある。こうした企業ニーズを支える基盤としてデータセンターを配置することで、地元企業をはじめ、誘致した情報通信関連企業が、安心して安定的なサービスを創出するためのITインフラの基盤整備を推進し、本県産業全体の底上げを図る。

#### ⑦エネルギー・基礎素材型産業の技術を活用した環境・エネルギー分野

②に挙げたエネルギー・基礎素材型産業分野を中心に、熱源の脱炭素化に資する技術開発や研究開発、実証実験が進行しており、カーボンニュートラルに向けた革新的技術の確立への期待が高まっている。こうした取組は、地域の脱炭素化に留まらず、産業の高度化や活性化に資するものであり、脱炭素社会の実現に向けて成長させていく必要がある。

そこで、国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において成長が期待されている重要14分野のうち、現在本県での取組が進行しつつある4分野について、社会実装に向けた設備投資などの積極的な事業活動を支援する。(①次世代再生可能エネルギー分野、②水素・燃料アンモニア産業分野、③資源循環関連分野、④カーボンリサイクル・マテリアル分野)

この取組により、環境・エネルギー分野で本県経済の産業構造の転換を図り、新たなビジネスチャンスを創出することで、本県経済の競争力強化が期待される。

以上①から⑦分野について、県及び市町は各分野事業促進のため、事業分野に係る施設を対象とした助成制度等を設けている。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かした成長ものづくり分野等を支援していくためには、地域の事業者ニーズを踏まえ、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。そのためには、地域経済牽引事業の担い手となる事業者に対する以下の各種制度を整備するとともに、情報提供、人材確保等の支援を行っていくことが重要である。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①各種予算措置（県、市町）

県及び市町において、製造業等を中心とする産業強化支援に関する各種予算措置として、不動産取得税及び固定資産税の減免等を措置しているが、適宜制度の見直し等を実施していく。

②企業誘致助成制度（県、市町）

すでに県及び市町については、製造業を中心とした施設整備に対する助成制度を措置しているが、地域の事業者ニーズや動向を踏まえた上で、適宜制度の見直し等を実施していく。

③地方創生関係施策（県、市町）

事業の実施にあたっては、必要に応じてデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の活用を検討する。

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

本県の支援機関等が有する成果事例や技術情報であって資料として開示可能な情報については、随時ホームページ等を通じて、公表していく。

データを活用した地域課題の新たな解決策の実証・実装に取り組むため、県や県内市町が保有する行政情報は可能な限りオープンデータ化し「香川県オープンデータカタログサイト」等に順次公開するとともに、公益事業者等が保有するデータのうち、公益に資するものについてのオープンデータ化を促す。

（4）事業者からの事業環境整備の提案への対応

香川県商工労働部企業立地推進課に企業の要望に迅速かつきめ細かに対応するため、ワンストップサービス窓口を設置している。事業環境整備の提案を受けた場合には、同窓口を通じて提案内容を整理した上で、県や各市町の担当部署と相談し、対応する。

（5）その他の事業環境整備に関する事項

①産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港などのインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

県、市町、協定を締結した企業等が連携し、県内空き用地や未利用地に関する情報収集を行い、情報の一元化、データベース化を図り、ホームページ等により地域経済牽引事業を実施する事業者を中心に情報提供を行う。また、県と市町が連携し、企業立地用地の確保に努める。

さらに、産業用地整備に取り組む民間事業者への助成制度を令和5年4月に県が、7月に丸亀市が新設し、逼迫する産業用地の確保に向けた支援策の整備を進めている。

②人材確保に向けた支援

平成29年4月に県が設置した香川県就職・移住支援センター「ワークサポートかがわ」（地方版ハローワーク）をはじめ、就職支援サイト「ワクサポかがわ」を活用し、きめ細かく求職者側、企業側双方にマッチング支援をしていく。

また、継続的な人材確保に向けて、事業者の人材育成・確保を促進する支援体制を構築し、企業への情報提供や制度の整備を検討するなど、事業者の取組を支援する。

③スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

ネクスト香川、FROM香川及びITスクエア内に創業後5年以内の事業者が優先的に入居できる施設を備えて活動拠点を提供しているほか、起業、事業承継、第二創業者に対する支援補助金、伴走支援のためのスタートアップ等経営相談窓口に加え、オープンイノベーション拠点「Setouchi-

「Setouchi-i-Base」を中心に、人材育成や活動・交流の場の提供、ビジネスマッチング支援を提供し、イノベーション創出に向けた機運醸成を図っている。こうした取組により、スタートアップが成長志向の活動や新たな市場開拓を推進しやすいうように支援していく。

#### ④地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靭化の支援

重要産業であるものづくり基盤技術や食料品製造業を中心に従前から企業誘致助成制度等による支援をしている。特にサプライチェーン強靭化に資する投資については、複数回交付であっても高い助成率とする制度を整備しており、生産拠点の国内回帰に資する設備投資への重点的な支援を続けていく。

#### ⑤地域ブランドの育成・強化

中小企業応援ファンド等事業として、公益財団法人かがわ産業支援財団において、香川県伝統工芸品として指定されているもの等、地域資源を活用した商品の開発や、戦略的な情報発信などによる販路拡大のための新たな取組を支援している。

#### ⑥グリーントランスフォーメーションの促進支援

令和5年度に策定予定の港湾脱炭素化推進計画策定区域内において、①次世代再生可能エネルギー分野、②水素・燃料アンモニア産業分野、③資源循環関連分野、④カーボンリサイクル・マテリアル分野の工場及び関連施設における設備投資を対象とした助成金を創設し、エネルギー関連産業の積極的な事業活動を支援している。

また、県と県内金融機関等で「香川県地域ESG脱炭素設備投資促進コンソーシアム」を設置し、脱炭素に向けた目標設定やその達成に向けた計画策定などの技術的なサポートを行う専門家派遣事業を行っている。

#### ⑦デジタルトランスフォーメーションの促進支援

令和3年12月に「かがわデジタル化推進戦略」を策定し、「安心・便利・豊か人が主役のデジタル社会・かがわの形成」を基本理念として、各種施策に取り組んでいる。

県が設置した「Setouchi-i-Base」を拠点とし、デジタル技術に関する講座の開催や拠点に集う人材の活動・交流の場の提供を行うなど、地域や企業のデジタル化を支え、イノベーションを創出するデジタル人材の育成を推進している。

また、「デジタル社会・かがわの形成」を推進するためには、県だけでなく、市町、民間事業者等が連携しながら、地域課題解決につながるアイデアの実証実験等による共創戦略や、様々な主体が持つアイデアをかけ合わせ、革新的サービスを創出する創発戦略を推進するためのコミュニティが必要であるという考え方のもと、令和4年4月に「かがわDX Lab」を設立した。令和5年4月には「かがわDX Lab」の活動拠点施設を整備し、県内全域を一つの生活圏として、デジタルによる地域課題解決を行うDXによるまちづくりに取り組んでいる。

そのほか、香川県産業技術センターにおいて、デジタル化に対応したロボット要素技術の研究開発や導入支援などに取り組んでいる。

### (6) 実施スケジュール

取組事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

【制度の整備】						
①不動産取得税及び固定資産税の減免等各種予算措置	運用	運用	運用	運用	運用	運用
②企業誘致助成制度	運用	運用	運用 見直し	運用	運用	運用
③地方創生関係施策	検討	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開に関する事項等）】						
支援機関の情報提供	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】						
ワンストップ サービス窓口の設置	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【その他】						
①産業用地の確保支援	県、丸亀市 措置済	運用	運用	運用	運用	運用
②人材確保支援	継続	継続	継続	継続	継続	継続
③スタートアップ支援	継続	継続	継続	継続	継続	継続
④サプライチェーンの構築・強靭化支援	継続	継続	継続	継続	継続	継続
⑤地域ブランドの育成・強化	継続	継続	継続	継続	継続	継続
⑥G X支援	継続	継続	継続	継続	継続	継続
⑦D X支援	継続	継続	継続	継続	継続	継続

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

本県には、「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）－（2）地域の特色－②産業の状況」に記載している支援機関等が設置されており、金融機関も数多く立地している。それら地域内で産学官金の支援機関等が連携して、地域経済牽引事業を実施する事業者に対する支援が円滑に進むよう、県及び各市町が中心となり調整に努める。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### (支援機関の例)

##### ①香川県産業技術センター

平成 12 年に香川県工業技術センターと香川県食品試験場、香川県発酵食品試験場を統合して誕生した組織である。主な業務として「研究開発」、「技術相談・技術協力」、「依頼試験・分析」等がある。成果については、積極的に公開するとともに、業界が抱える共通の技術課題を解決するため

に、分野別の研究会も組織している。

②ネクスト香川（香川県新規産業創出支援センター）

研究開発型企業や新規産業の創出を支援するためのインキュベート工房や電子機器等の電磁波特性を計測する電磁環境試験設備を提供している。

③公益財団法人かがわ産業支援財団

県内企業の総合的な支援機関として、国、県をはじめ、大学・高専・試験研究機関、金融機関、支援機関との密接な連携・協力のもと、創業や新分野への進出、商品開発、事業化、経営基盤強化、海外展開といった多様な企業ニーズに対応し、相談・指導、研究開発、販路開拓、人材育成など、事業段階に応じた様々な支援を行っている。デジタル技術の導入を希望する場合は、導入計画の策定支援なども行うなど、経営基盤強化に向けた各種支援を行っている。

④一般財団法人四国産業・技術振興センター

昭和 59 年の設立以来、四国地域の産業・技術の振興を図り、地域経済の発展に貢献することを目指し技術開発支援・販路開拓支援に取り組んでいる。

また、平成 20 年に発足した四国地域イノベーション創出協議会の事務局として、産学官金の支援機関やイノベーションコーディネーターと連携し、企業の事業活動の課題の解決に、ワンストップでシームレスに支援するように取り組んでいる。

⑤ワークサポートかがわ（香川県就職・移住支援センター）

「若者の就職支援拠点」、「県外からの就職支援拠点」、「特定分野の人材確保拠点」の 3 つをコンセプトとして、県の就職支援サイト「ワクサポかがわ」を運営し、学生や求職者の正規雇用での就職に向け、無料職業紹介業務を実施するとともに、県内企業の情報や魅力を積極的に発信し、県内企業の人材確保支援に取り組んでいる。

⑥高等技術学校

1 校 2 キャンパス（高松校・丸亀校）制で職業訓練を行っており、求職者向けの職業訓練は、ものづくり分野の訓練科を中心に両校合わせて約 300 名の定員で、民間の教育訓練機関等に委託して行う訓練（委託訓練）は約 600 名の定員で、職業訓練を実施している。

⑦Setouchi-i-Base

「Setouchi-i-Base」を拠点とし、情報通信関連分野や事業創造の促進に関する実践的な講座等の実施による人材育成や交流の場の提供を行っている。また、拠点において生み出されたアイデアを起業、第二創業、既存企業の競争力強化につなげていくため、県内外の有識者などによるアドバイザリーチームやコーディネーターにより、拠点に集う人材の起業相談やビジネスマッチング支援を行っている。

⑧公益財団法人香川県環境保全公社（香川県地球温暖化防止活動推進センター）

公社内に設置しているゼロカーボン企業相談窓口において、脱炭素化に向けた取組や課題に対する提案など、事業者向けのサポートを行っている。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### （1）環境の保全

地域経済牽引事業の促進に際して、事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響については、県と市

町とが連携を図り、大気汚染や水質汚濁の防止、騒音・振動の抑制などについて助言や指導を行い、環境負荷の低減に向けた取組を促進し、地域の環境保全に十分な配慮を行う。

また、本県は瀬戸内海沿岸に位置するため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」を遵守し、自然公園法に規定する国立公園（瀬戸内海国立公園）等の自然景観の保全に努めるとともに、水質汚濁の防止、浅海域の保全、水質等の監視測定、下水道等の整備促進、環境教育・環境学習の推進などを行い、瀬戸内海沿岸地域の環境保全に努める。瀬戸内海国立公園内の具体的な事案が生じた際は、当該計画との整合を図り、地方環境事務所との調整を行う。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区やその他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等、条例により指定された自然環境保全地域・県立自然公園・指定希少野生生物保護区）内での整備に当たって、直接又は間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

## （2）安全な住民生活の保全

本県においては、平成17年10月11日に「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、警察活動に加え、県や市町、県民、事業者等が適切な役割分担のもと相互に連携及び協力して、安全で安心して暮らすことができる地域社会の形成を推進しているところである。

犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するために、県、市町、事業者が適切な役割分担のもと以下の取組を行う。

### ①防犯設備の整備

工場等付近で地域住民が犯罪被害に遭わないようするために、防犯カメラの設置、照明の設置等を行う。

### ②道路等の防犯性の向上及び管理

見通しを確保するなどの犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場の普及に努めるほか、夜間に於いて公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

### ③施設周辺道路における交通の安全と円滑等への配慮

施設には必要な駐車場を確保するとともに、施設出入口の道路への取付け、施設の出入車両等により周辺道路における交通の安全と円滑への支障、騒音・振動の発生等がないように努める。

### ④従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や被害の防止について指導する。

### ⑤警察への連絡体制の整備

事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を実行する。

### ⑥地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対して必要な物品、場所等を提供するなどの協力を実行する。

### ⑦外国人の雇用に係る配慮

事業者が外国人を雇用しようとする際には、適法な就労を確保するよう資格確認などの必要な措置を講じるとともに、就労者に対して日本の法制度、習慣等について指導を行うとともに異文化交流等の配慮を行い、各種トラブルの未然防止に努める。

⑧地域住民の理解を得るための取組

事業者、関係自治体が基本計画に基づき地域経済牽引事業を行うための措置を実施するにあたっては、地域住民の意見を十分に聴取するなど、地域住民の理解を得るよう努める。

⑨財政上の措置

企業立地等を通じた産業集積に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のために新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

(3) その他

P D C A体制の整備等

県が地域経済牽引事業計画を承認した事業者に対して、投資に関する効果を年1回の頻度でヒアリングし、必要に応じて実施に必要な指導及び助言を行う。また、「2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標」で設定した経済的効果の目標についても、R E S A S や統計資料で年1回の頻度で進捗状況を把握し、効果の検証と必要に応じて事業の見直しや基本計画の変更について検討する。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

(農地)

【重点促進区域1】

上吉田町

1, 4, 5, 6, 7, 8, 11, 12, 14, 17-2, 17-3, 20-1, 20-2, 29-2, 36-4, 36-5, 41-1, 41-3, 41-4, 41-5, 41-6, 42-1, 42-2, 42-3, 45-1, 45-3, 46, 49-3, 51-1, 51-2, 52-1, 52-3, 53-3, 53-5, 54-2, 55-3, 58, 59-1, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66-3, 67-1, 67-6, 69, 70, 71, 74-1, 76-1, 77-1, 81-3, 82, 83, 84, 85, 86-2, 88-1, 88-2, 91, 92-1, 92-4, 93-1, 93-3, 95-1, 95-4, 96-2, 97, 98-2, 99-2, 99-3, 100, 101-2, 102-3, 111-3, 116-2, 119-1, 120-1, 120-2, 120-3, 123-1, 124-1, 125, 126, 127-1, 128-1, 128-2, 128-3, 131-2, 131-3, 131-4, 132-1, 135, 136-1, 136-2, 137-1, 137-2, 138, 141, 142, 145, 149-4, 150, 152-1, 153-1, 154, 155, 160, 161-1, 161-4, 163, 164, 165, 166-1, 172-1, 173, 174-3, 174-4, 174-5, 176-3, 178-2, 179-5, 179-11, 190-1, 191-1, 191-5, 194, 198-1, 204-2, 204-3, 205, 206, 209-2, 211, 215, 217, 219-3, 221, 222, 225-3, 225-4, 226-1, 227, 228, 229-1, 229-7, 230-1, 231-1, 232, 233-1, 234-1, 234-2, 234-3, 235, 236, 237-1, 237-2, 237-3, 240-3, 243-1, 244-3, 245-3, 248-1, 248-3, 249-1, 249-3, 249-5, 252, 253-2, 255-1, 255-3, 255-4, 257-1, 258, 259-1, 261, 262-2, 262-3, 269-6, 273, 275-2, 280, 281, 286, 287, 288, 289-1, 290-1, 295, 296-1, 297-2, 300, 305-1, 308, 314-1, 315, 316, 317-1, 317-4, 318-1, 320-1, 322-1, 324-1, 328, 330-1, 330-2, 331-1, 332-1, 333-1, 336-1, 336-2, 337-3, 341, 342-1, 342-2, 343-1, 344-2, 346-1, 346-2, 347-7,

354-1, 354-2, 355-2, 360-1, 492-6, 492-8, 494-5, 497-2, 522-1, 523-1, 526-1, 552-1, 559-6, 560-1, 563-8, 563-9, 564-2, 572-3, 572-4, 573-7, 575-2, 577-1, 578-1, 579-1, 579-3, 580-1, 581-1, 582-1, 583-1, 584-2, 588-1

#### 生野町

826-1, 826-3, 835-1, 836-1, 837-1, 838-1, 839-1, 839-3, 841-1, 841-3, 842-1, 842-3, 865-5, 867-2, 870, 874-1, 878-5, 879-4, 881-1, 882-1, 884-1, 887, 888, 894-1, 897-1, 898, 899, 902-1, 902-4, 904-1, 904-2, 905-2, 906-2, 909-6, 924-2, 929-1, 930-1, 931-1, 931-3, 932-7, 932-8, 972-2, 972-5, 977-1, 979, 980, 981, 984, 985, 992, 993, 994, 995-2, 995-3, 996-1, 996-2, 996-3, 997, 998-1, 998-2, 999-1, 999-2, 999-3, 1000-2, 1003-3, 1001-2, 1002, 1004-1, 1005, 1007-1, 1007-3, 1008-1, 1008-2, 1009, 1010, 1012, 1013-1, 1013-2, 1013-3, 1016-4, 1024-2, 1025-3, 1028-1, 1029-1, 1029-2, 1046, 1057-2, 1069-1, 1069-3, 1069-4, 1071-1, 1072, 1074-2, 1075, 1078, 1087-1, 1087-4, 1088-3, 1088-4, 1096-1, 1096-5, 1099-9, 1102-2, 1193-4, 1197-1, 1199, 1205-2, 1206-1, 1212-1, 1212-2, 1213-1, 1214, 1217, 1218, 1227-2, 1231-2, 1238-8, 1244-2, 1244-5, 1246-3, 1247-1, 1248-3, 1250-1, 1251-1, 1252-1, 1253-1, 1255, 1256, 1257, 1258-1, 1259, 1260-2, 1261-1, 1262-1, 1263-1, 1263-2, 1264, 1265-1, 1265-2, 1266-1, 1270-1, 1270-2, 1271, 1272, 1289, 1290, 1291, 1292, 1293, 1294, 1295, 1296-1, 1298, 1299, 1300, 1301-1, 1301-3, 1303-1, 1303-2, 1304-1, 1305, 1318-1, 1327-1, 1327-2, 1328-2, 1331-1, 1333-1, 1334-1, 1335-1, 1336-1, 1336-2

#### 与北町

2708-2, 2709-2, 2711-1, 2715-1, 2718-39, 2718-40, 2720-1, 2720-8, 2725-1, 2726-2, 2727-1, 2727-2, 2727-4, 2728-1, 2728-2, 2728-3, 2728-5, 2729-1, 2729-2, 2730-1, 2730-2, 2730-3, 2730-6, 2731-1, 2732, 2733, 2734-1, 2734-2, 2734-3, 2734-4, 2734-6, 2734-7, 2734-9, 2735-3, 2735-4, 2736-2, 2737, 2738, 2739, 2740-1, 2740-2, 2741-1, 2742-1, 2743, 2744, 2745, 2746-1, 2746-2, 2747-1, 2748-2, 2749-1, 2749-2, 2751-2, 2751-7, 2754-1, 2755, 2756-1, 2756-4, 2759-1, 2759-4, 2759-9, 2759-10, 2759-11, 2760-3, 2760-5, 2761-2, 2761-3, 2761-4, 2761-7, 2762-1, 2762-2, 2762-3, 2762-4, 2762-5, 2763-2, 2763-4, 2763-5, 2763-6, 2764-1, 2764-2, 2764-3, 2765, 2768-1, 2768-2, 2768-3, 2769-1, 2769-2, 2770-1, 2770-2, 2771-1, 2771-2, 2773-1, 2774-1, 2774-2, 2775, 2776, 2777, 2778-1, 2778-2, 2778-3, 2778-4, 2780, 2782, 2783, 2784-1, 2785-1, 2786-1, 2787-1, 2788, 2789-1, 2790-1, 2791-1, 2793-3, 2794-1, 2794-3, 2795-1, 2795-2, 2795-3, 2795-4, 2796-3, 2797-2, 2797-3, 2798-1, 2799, 2800, 2802, 2803, 2805, 2808-1, 2809-1, 2809-2, 2809-4, 2810-1, 2810-2, 2812-1, 2814, 2816-1, 2817-5, 2817-6, 2818-1, 2818-2, 2821-2, 2821-4, 2822, 2823, 2824-1, 2824-4, 2825, 2826-1, 2826-2, 2827-1, 2828-3, 2829-3, 2830-2, 2830-4, 2831-1, 2831-3, 2832-1, 2832-2, 2833-1, 2833-2, 2834-1, 2834-2, 2835-1, 2835-2, 2836-1, 2836-2, 2837, 2840, 2841-1, 2841-2, 2841-3, 3073-1, 3073-3, 3073-5, 3077-1, 3077-2, 3077-3, 3078, 3079-1, 3079-4, 3080-2, 3081-2, 3081-3, 3083-7, 3083-8, 3084-1, 3084-2, 3085-2, 3086, 3087, 3088-1, 3090, 3091-1, 3091-2, 3091-4, 3092-2, 3094-2, 3095-1, 3095-2, 3096-2, 3098-2, 3100, 3101, 3102, 3103-2, 3109-1, 3110-1, 3110-3, 3112-1, 3114-1, 3117-1, 3118, 3119-1, 3119-3, 3120-1, 3120-2, 3121-1, 3121-2, 3121-4, 3122-2, 3123-1, 3124-2, 3125-1, 3125-2, 3126-1, 3126-2, 3127-2, 3129, 3131, 3132, 3134, 3135-1, 3136-1, 3138-1, 3139-1, 3140-1, 3140-4, 3142-1, 3143, 3146-1, 3147-2, 3148-1, 3149, 3150-1, 3151-1, 3151-3, 3152-1, 3155-1, 3155-3, 3156-1, 3156-3, 3157-1, 3158, 3159-1,

3159-2, 3160, 3161, 3163-1, 3163-3, 3163-4, 3164, 3165-1, 3165-3, 3166-1, 3166-4, 3167, 3168-1, 3169, 3172-2, 3173, 3174-1, 3175-1, 3176, 3177-2, 3177-3, 3177-5, 3179-1, 3180-1, 3181-3, 3182-2, 3184, 3185-1, 3187, 3188, 3189-3, 3192-1, 3192-2, 3197-1, 3198-1, 3199-1, 3199-3, 3201-2, 3205, 3206-1, 3206-3, 3207-1, 3207-2, 3208-1, 3208-2, 3209-1, 3209-3, 3210-1, 3211-1, 3212-1, 3212-2, 3213, 3214, 3215-1, 3216-1, 3217-3, 3223-1, 3224-1, 3224-5, 3225-1, 3225-3, 3226-1, 3226-2, 3226-3, 3226-4, 3227-2, 3227-4, 3228-1, 3228-2, 3229, 3230-1, 3234-1, 3234-3, 3236-1, 3237-1, 3237-5, 3238-1, 3238-5, 3239-1, 3240-1, 3242-1, 3244-1, 3245-1, 3245-2, 3245-3, 3246, 3247-1, 3250, 3251-1, 3252-1, 3253-1, 3254-1, 3254-2, 3254-3, 3254-4, 3255-1, 3255-4, 3256-1, 3257-1, 3258-1, 3259, 3260-1, 3262, 3263-1, 3264-1, 3264-2, 3265, 3266, 3267-1, 3268-5, 3268-7, 3269-1, 3269-3, 3269-4, 3270, 3271-1, 3272, 3281-1, 3281-11, 3281-12, 3290-1, 3293-1, 3294, 3295, 3296, 3297-3, 3297-5, 3297-6, 3297-7, 3300-1, 3301-1, 3301-2, 3305-1, 3306-1, 3308-2, 3310-1, 3310-5, 3311-1, 3311-2, 3311-6, 3312-1, 3314-1, 3314-4, 3315-1, 3315-3, 3316-2, 3316-4, 3316-5, 3317-2, 3317-4, 3318-3, 3323, 3324, 3325, 3326-3

## 【重点促進区域2】

### 金蔵寺町

1281-3, 1281-4, 1281-5, 1281-6, 1282-1, 1282-2, 1282-3, 1283, 1284, 1285, 1286-2, 1287-3, 1288-1, 1288-2, 1289-3, 1289-5, 1289-9, 1290-2, 1290-5, 1290-6, 1292, 1293-2, 1293-5, 1295-1, 1297, 1299-1, 1299-4, 1301-1, 1302-2, 1303, 1304-2, 1304-3, 1305-1, 1306-4, 1309-2, 1310-2, 1310-4, 1310-5, 1311, 1316-1, 1318, 1319, 1320, 1321, 1322, 1326-1, 1326-4, 1330-1, 1331-1, 1333, 1335-1, 1336-1, 1336-2, 1338-1, 1338-2, 1343-1, 1344, 1345-1, 1345-2, 1345-3, 1346-1, 1346-2, 1346-4, 1347-1, 1347-3, 1347-5, 1348-1, 1351, 1352-1, 1353-1, 1354-1, 1354-2, 1355-2, 1355-3, 1356-1, 1356-2, 1358-1, 1358-2, 1359, 1363-1, 1363-2, 1364, 1367-1, 1367-2, 1368-2, 1369, 1370-1, 1370-2, 1371-2, 1372-1, 1372-2, 1375-2, 1375-3, 1375-4, 1377-1, 1378-1, 1379-1, 1380-1, 1380-3, 1381-1, 1382-1, 1383, 1384, 1386, 1387, 1388-1, 1388-2, 1389-2, 1389-3, 1389, 1391-1, 1391-2, 1392, 1393, 1394, 1395, 1396-1, 1398, 1399, 1401, 1402-1, 1402-2, 1404-1, 1404-2, 1406-1, 1406-2, 1407-1, 1407-2, 1408-1, 1408-2, 1408-4, 1410-1, 1410-3, 1411, 1412, 1413, 1414, 1415, 1416, 1417-1, 1417-2, 1418-1, 1418-2, 1419-1, 1419-2, 1420, 1421-1, 1421-2, 1422-1, 1422-2, 1423, 1424-1, 1425-2, 1426-1, 1426-2, 1427, 1428-1, 1428-2, 1429-1, 1429-2, 1430, 1431, 1432, 1433-1, 1433-2, 1433-3, 1434, 1435-1, 1435-2, 1436-1, 1436-2, 1437-1, 1437-3, 1438, 1439-1, 1439-2, 1440-1, 1440-2, 1441-1, 1442, 1443-1, 1444-1, 1445, 1446, 1447, 1449, 1450, 1452, 1453-1, 1454-1, 1456-1, 1457-1, 1457-2, 1458-1, 1460-1, 1460-2, 1461-1, 1461-2, 1461-5, 1465, 1466-1, 1467-1, 1469, 1472-1, 1472-2, 1472-6, 1474-2, 1474-5, 1475-1, 1477, 1479-2, 1479-3, 1483-1, 1484-1, 1484-4, 1484-5, 1484-7, 1486-2, 1486-5, 1487-1, 1487-2, 1488-2, 1490-1, 1490-2, 1493-2, 1498-2, 1498-3, 1498-4, 1498-5, 1498-6, 1499-1, 1504-1, 1505-1, 1506-1, 1506-2, 1508-1, 1509-1, 1512, 1513-1, 1514-1, 1515-1, 1516, 1518, 1520, 1521-1, 1522-1, 1522-2, 1523, 1524, 1526-1, 1526-2, 1528-1, 1529, 1530-1, 1531-1, 1531-2, 1532, 1533-1, 1533-7, 1536, 1537, 1538, 1540-1, 1540-4, 1542-1, 1544-1, 1546-1, 1549-4, 1550-1, 1551-2, 1552-1, 1553-1, 1553-2, 1554-1, 1554-2, 1555-1, 1555-2, 1556, 1560, 1561-1, 1562-1, 1562-2, 1563-2, 1564, 1566-1, 1566-2, 1567-1,

1567-2, 1568-2, 1569, 1570, 1571-1, 1571-2, 1572-1, 1573-1, 1575, 1576-1, 1578, 1579, 1580-1, 1581, 1582, 1583-1, 1583-2, 1583-3, 1584-1, 1584-2, 1585-1, 1585-2, 1586-1, 1586-2, 1586-3, 1587, 1588, 1589, 1590, 1593-1, 1594, 1595, 1596, 1597, 1598, 1599, 1600, 1601, 1602-2, 1603, 1604-1, 1604-2, 1605-1, 1605-2, 1606-1, 1606-2, 1606-3, 1608-1, 1609-1, 1610-1, 1610-3, 1611-1, 1611-2, 1612-1, 1612-3, 1613-1, 1613-4, 1613-5, 1613-6, 1613-7, 1614-1, 1614-3, 1615-1, 1615-2, 1616-1, 1616-2, 1618, 1619-1, 1619-2, 1620-1, 1620-2, 1621-1, 1621-2, 1622-1, 1622-2, 1623-1, 1623-2, 1624-1, 1624-2, 1625-1, 1625-2, 1627-1, 1627-2, 1628-1, 1628-2, 1629-1, 1629-2, 1629-3, 1630-1, 1630-2, 1631-1, 1631-2, 1632-1, 1632-2, 1633-1, 1633-2, 1634, 1635-1, 1636, 1638, 1639-1, 1640-2, 1640-3, 1642-1, 1642-2, 1643-1, 1644-1, 1645, 1646, 1647-1, 1648, 1649-1, 1649-2, 1650-1, 1651, 1652, 1653-1, 1654-1, 1654-2, 1654-5, 1654-6, 1655-1, 1655-3, 1656-2, 1657, 1658-1, 1658-4, 1659-1, 1659-2, 1660-1, 1660-3, 1661-1, 1661-3, 1662, 1663, 1664, 1665-1, 1666-1, 1666-2, 1667-1, 1670, 1672, 1673-1, 1673-2, 1674-1, 1674-6, 1675-2, 1676-1, 1676-2, 1676-3, 1678-2, 1679-2, 1679-4, 1679-8, 1680-2, 1680-7, 1682-2, 1683-1, 1683-2, 1684, 1684-2, 1685-1, 1685-2, 1685-3, 1686-7, 1689-1, 1689-2, 1689-3, 1690-1, 1690-3, 1692-1, 1692-2, 1693, 1694, 1695-1, 1695-2, 1699-1, 1701-2, 1701-6, 1702-1, 1702-2, 1702-7, 1703-21, 1703-22, 1703-40, 1704-3, 1704-4, 1704-7, 1706-1, 1707-1, 1707-2, 1710-2, 1710-3, 1710-4, 1711-2, 1711-3, 1711-10, 1711-16, 1712-1, 1712-2, 1713, 1714-1, 1714-2, 1715-2, 1721-1, 1721-2, 1722-1, 1722-3, 1723-1, 1723-2, 1724-1, 1724-2, 1725-1, 1725-2, 1726, 1728, 1730-2, 1731-3, 1732-1, 1733-1, 1733-3, 1733-4, 1733-5, 1734-1, 1734-2, 1735-1, 1735-2, 1735-3, 1736-1, 1736-2, 1736-3, 1737-1, 1737-2, 1737-3, 1738-1, 1738-2, 1738-3, 1738-4, 1738-5, 1739-1, 1739-4, 1742, 1744, 1745, 1746, 1748-1, 1748-2, 1750-1, 1750-2, 1753-3, 1753-4, 1754-1, 1754-3, 1755-7, 1755-8, 1757-1, 1757-3, 1758, 1759-1, 1760, 1762, 1763-1, 1763-2, 1764, 1765, 1766, 1768-1, 1768, 1769, 1771-3, 1777, 1778-1, 1778-3, 1779, 1780, 1781-1, 1781-3, 1781-4, 1782-8, 1786-2, 1787-1, 1787-2, 1788, 1790, 1794-3, 1796-4, 1802-1, 1804-1, 1804-2, 1805, 1808-1, 1808-2, 1809-1, 1809-6, 1811-1, 1814-1, 1814-2, 1816, 1817-2, 1817-3, 1819-1, 1819-3, 1819-4, 1819-5, 1820-1, 1820-2, 1820-4, 1821-1, 1821-2, 1822-2, 1822-5, 1824-2, 1824-3, 1825-3, 1826, 1827, 1828-1, 1828-2, 1829-2, 1830-2, 1830-6, 1830-7, 1831-1, 1831-2, 1831-3, 1832, 1833-1, 1835-1, 1836-1, 1838-1, 1838-2, 1839-1, 1839-2, 1840, 1841-1, 1841-2, 1841-3, 1842-1, 1842-2, 1842-3, 1842-4, 1843, 1844-1, 1844-2, 1844-3, 1844-5, 1845-1, 1845-2, 1846-1, 1846-2, 1849-2, 1850-2, 1851-1, 1852-1, 1852-3, 1852-4, 1853-2, 1855-1, 1855-4, 1855-5, 1855-6, 1857-2, 1859, 1860-2, 1861-1, 1861-2, 1861-3, 1861-4, 1862-3, 1903, 1904-1, 1905, 1906, 1909-1, 1909-2, 1910-1, 1910-2, 1912, 1913, 1915-1, 1917, 1918, 1919-1, 1920-1, 1924, 1925, 1927, 1928-1, 1928-3, 1928-4, 1929, 1930, 1931, 1932-1, 1933-1, 1934, 1935, 1936, 1939-1, 1939-7, 1939-8, 1941, 1942, 1943, 1950-14

(地域内における公共施設整備の状況)

#### 【重点促進区域 1】

本区域は、四国横断自動車道と国道 319 号の結節点である善通寺 IC へは約 1 km の近距離に位置し、区域の約 2 キロ北には国道 11 号が横断するなど、京阪神、中四国圏等をはじめとする広域都市圏への道路ネットワークが非常に充実した地域である。

上水道及び公共下水道、電気及びガスについては隣接する区域に整備済であり、接続工事等の実

施は、地域経済牽引事業を実施する事業者と調整の上、計画的に整備を進めることとする。

また、本区域内には都市計画道路（中筋西務主線、幅員 16m）の整備が予定されており、今後の整備計画の熟度に応じ、整備に向けての検討を進める。

### 【重点促進区域 2】

本区域は、国道 11 号に接道しており、四国横断自動車道善通寺 IC へは約 2 km の近距離に位置するなど、都市圏への広域道路ネットワークの結節点として交通インフラが非常に充実した地域である。

汚水処理については未整備であるが、上水道、電気及びガスについては隣接する区域に整備済であり、接続工事等の実施は、地域経済牽引事業を実施する事業者と調整の上、計画的に整備を進めることとする。

(他計画との調和等)

### 【重点促進区域 1】

本区域は、中讃広域都市計画区域マスタープランにおいて「流通施設等の立地を図るほか、産業活動のより一層の充実に向けて、都市計画においても必要となる産業基盤整備を図る」とされており、善通寺市都市計画マスタープランにおいても「工業・流通機能などの新たな産業立地誘導」として位置づけられている。

善通寺市立地適正化計画では、開発圧力を用途地域内等へ誘導し、郊外部における農用地を守りながら、市街地の拡大を抑制すべく、特定用途制限地域や用途地域の拡大等を検討するとしている。

また、善通寺市農業振興地域整備計画においては、この地域に関して特段の位置づけはなされていないが、良好な農業用水が供給され、米・麦を基幹にレタス、ネギなどの園芸作物のほか、ブロッコリーなどの露地野菜が生産されている。一方、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策としては「農業生産の中核的担い手の育成を図りながら、経営規模縮小及び離農家の他産業への就業を希望する農業従事者に対する就業円滑化を進めるため企業誘致を推進しつつ、担い手農家への農地の流動化を促進する」とされている。

そのため、地域の経済発展につながる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧に土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

今般、当該区域は高速道路の交通利便性を活用し、製造業のみならず物流関連産業等に誘致・振興を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、他計画において示されている方針と調和が図られたものである。

### 【重点促進区域 2】

本区域は、中讃広域都市計画区域マスタープランにおいて、土地利用の方針として「用途地域縁辺部や集約拠点外などで、開発需要がみられるなど必要な地域においては、特定用途制限地域をより適切に定め、幹線道路沿道や田園環境の維持・保全を図る」とされ、善通寺市都市計画マスタープランにおいては、「国道 319 号や国道 11 号の沿道については、特定用途制限地域の拡大などを進め、

無秩序な開発を抑制する」と記載されている。

善通寺市立地適正化計画では、開発圧力を用途地域内等へ誘導し、郊外部における農用地を守りながら、市街地の拡大を抑制すべく、特定用途制限地域や用途地域の拡大等を検討するとしている。

また、この地域を含むエリアは善通寺市農業振興地域整備計画において、「米・麦を基幹にミニトマト、アスパラガスなどの施設園芸のほか、ブロッコリーなど露地野菜の生産団地としての振興を図る」とされている。一方、農業従事者の安定的な就業の促進を図るために方策としては「農業生産の中核的担い手の育成を図りながら、経営規模縮小及び離農家の他産業への就業を希望する農業従事者に対する就業円滑化を進めるため企業誘致を推進しつつ、担い手農家への農地の流動化を促進する」とされている。

そのため、地域の経済発展につながる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧に土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

こうした状況のなか、本区域については、四国横断自動車道が広域連携軸として位置付けられており、広域的な観光や物流を支える軸としての機能を活用し、物流関連産業等に誘致・振興を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、他計画において示されている方針と調和が図られたものである。

#### (地域内の遊休地等の状況)

重点促進区域内には、産業用地として活用できるまとまった遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

#### (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業見通しを踏まえて設定することとする。土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、以下の方針により調整を行うこととする。

##### ①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先することとするが、本重点促進区域には農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、当該事業の担当部局と十分調整を行うこととする。

##### ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域には集団的農地が含まれており、やむを得ず集団的農地において土地利用調整区域を設定する場合は、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障をきたす事態や、小規模の開発行為がまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業

の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化に支障が生じるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう、当該事業の担当部局と十分調整を行うこととする。

また、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じないようにする。

#### ③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において、地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要な最小限の面積をその用に供することとする。将来的な開発を見越して必要以上の面積規模を確保することは避けることとする。

#### ④面的整備を実施した地域を含めないこと

本重点促進区域においては、現在、土地改良事業等（区画整理、農用地の造成、埋立又は干拓などの面的整備に限る）は実施されていない。土地改良事業等の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は土地利用調整区域に含めないこととする。

#### ⑤農地中間管理機構関連事業を実施した地域を含めないこと

本重点促進区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。農地中間管理機構関連事業の対象農地については、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこととする。

また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

### （3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

これまでに「基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについては、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。